

第5部 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

国、北海道及び市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DER（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取扱いの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努める。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするように努めるものとする。

市は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。

なお、市は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、北海道及び防災関係機関と連携し、災害危険区域における災害予防策を講じる。

第1章 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

自助	○	共助		公助	○
----	---	----	--	----	---

市は、各種災害時における住民の生命及び財産、生活を守るため、防災思想・知識の普及・啓発の総合的な推進を図ることを目的とし、防災関係職員及び住民に対する災害予防、応急対策等防災知識の普及計画を定める。

第1節 実施責任者

1 防災関係機関全般

市、北海道及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行う。また、住民に対して防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進を図り、防災意識の高揚により、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるように努める。

2 市及び北海道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害において

は気象防災アドバイザー)等の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容を説明、啓発活動を住民等に対して行うものである。

- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

第2節 配慮すべき事項

1 知識の普及・啓発

東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

2 要配慮者や性差などへの配慮

要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時において、男女のニーズの違い等、性差を考慮した男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 防災教育の普及推進

社会教育施設やコミュニティセンター等の活用など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

地域の防災力を高めていくため、地域・住民向け防災教育の提供、学校における防災教育の充実を図るものとする。特に水害・土砂災害のリスクのある学校については、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

4 地域防災力の向上

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解と促進を図るものとする。

5 防災情報の推進

防災気象情報や避難に関する防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3節 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、以下の方法により行う。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ(緊急告知防災ラジオ含む。)、テレビ、インターネット、SNSの活用
- 3 新聞、広報紙等の活用

- 4 DVD等の作成及び活用
- 5 広報車輛の利用
- 6 ガイドブック、パンフレットの配布
- 7 防災イベント、講習会・講演会等の開催
- 8 学校教育の場の活用

第4節 普及・啓発を要する事項

防災思想・知識の普及・啓発及び教育に関する事項は、次のとおりである。

- 1 市計画の概要
- 2 市の防災関連条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 7 その他必要な事項

第5節 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

1 防災知識等の習得

学校においては、児童・生徒等に対し、災害の現象、災害予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

2 防災教育の充実

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

3 防災に関する計画やマニュアルの策定

学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

4 教職員等に対する防災に関する研修

児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

5 状況に応じた防災教育の実施

防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童・生徒等の発達段階に応じた内容のものを実施する。

6 社会教育における防災知識の普及

社会教育においては、PTA、サークル、各種団体等の会合や研修、生涯学習講座等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6節 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、啓発の内容により最も効果のある時期を選んで行う。

第2章 防災訓練計画

自助		共助	○	公助	○
----	--	----	---	----	---

市長、指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害予防責任者」という。）は、災害応急対策を円滑に実施するため、それぞれの災害予防責任者又はほかの災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画を定める。

第1節 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が、自主的に訓練計画を策定し、それぞれの災害予防責任者又はほかの災害予防責任者と共同して防災訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた住民等、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

第2節 実施訓練

市及び防災関係機関等は、北海道が実施する総合防災訓練に参加するとともに、次に掲げる防災訓練を実施する。

1 水防訓練

網走市水防管理者が定める水防計画の定めるところにより、消防職員及び消防団員に対し、随時水防工法についての技能を習得させるとともに、毎年1回以上水防訓練を行う。

2 消防訓練

第5部「災害予防計画」第10章「消防計画」の定めるところにより、消防職員及び消防団員に対し、基礎訓練、火災防ぎょ訓練、水災防ぎょ訓練、救助救急訓練及び総合防災訓練を行う。

3 通信連絡訓練

気象予警報等の伝達及び災害情報の通報等を迅速かつ的確に実施できるよう、通信施設の点検整備を行うとともに、操作方法等について訓練を行う。

4 土砂災害にかかる避難訓練

第5部「災害予防計画」第16章「土砂災害の予防計画」の定めるところにより、避難訓練を行う。

5 避難救出訓練

非常時に、住民の身体及び生命を円滑に保護できるよう、防災関係機関等及び自主防災組織の協力を得て、地域住民や高齢者等要配慮者の参加による実戦的な避難救出について訓練を行う。

6 非常招集訓練

非常時に、迅速に配備体制を整え得るよう、非常招集の発令、伝達及び動員要領について訓練を行う。

7 図上訓練

非常時に、迅速かつ的確な避難行動をとることができるよう、また、避難者を適切に受け入れるよう、地図を用いた図上訓練を実施し、緊急時における対応に関する予備的な知識を養う訓練を行う。

8 総合訓練

前記1～5までの各種訓練を組み合わせた総合的な訓練を行う。

9 自主防災組織による訓練の実施

市は、自主防災組織等、市内の公共的団体その他の防災に関する組織の教育訓練において、消防団が指導的な役割を担うよう努める。

10 訓練の時期及び場所

上記各訓練の時期及び場所は、災害が発生する前に、訓練効果のある時期を選んで実施する。特に、災害の予想される地域において実施することが最も効果的であることなどを考慮して実施する。

第3節 相互応援協定に基づく訓練

市、北海道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施する。

第4節 民間団体等との連携

市、北海道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しつつ、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた住民等と連携した訓練を実施する。

第3章 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

自助

共助

公助

○

市は、各種災害時における住民の生活を守るため、食料その他の物資、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

また、平時から訓練を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者と発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うように努めるものとする。

第1節 食料その他の物資の確保

1 食料その他の物資の調達体制の整備

- (1) 市は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料等の物資について、備蓄するように努めるものとし、備蓄が困難な物資や物資が不足する場合に備え、民間事業者との災害協定による流通在庫を活用する物資の調達体制に努める。

(備蓄品の例)

食料…アルファ米類、乾パン

飲料水…ペットボトル

生活必需品…毛布、生理用品、紙おむつ、トイレットペーパー、タオル、歯ブラシ

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、軽油、灯油、LPガス

その他…発電機、投光器、水袋、ストーブ、段ボールベット、パーテーション、ブルーシート、簡易トイレ

[協定 4-(1)] 網走市と生活協同組合コープさっぽろとの包括的連携に関する協定書

[協定 4-(2)] 北海道コカ・コーラボトリング株式会社との災害対応型自動販売機による共同事業に関する協定

[協定 4-(3)] 株式会社セブン・イレブン・ジャパンとの災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

[協定 4-(4)] 株式会社道東アークスとの災害時における応急生活物資の協力に関する協定書

[協定 4-(5)] 北雄ラッキー株式会社との災害時における応急生活物資の協力に関する協定書

[協定 2-(1)] ホーマック株式会社との災害時における物資の供給等防災に関する協定(北海道締結)

- (2) 市は、あらかじめ民間事業者と災害協定を締結するなど自ら食料その他の物資の調達等を行うことが困難な場合に、北海道に要請し、北海道があらかじめ食料保有業者と食料調達に関する協定を締結するなどにより確保した物資を被災者に確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制の整備に努める。

2 住民への備蓄啓発

市は、ホームページ、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民や事業者に対し、最低3日分、推奨1週間の食料、飲料水等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

3 事業者への啓発

事業者は、従業員等の「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災資機材の備蓄に努めるよう啓発を図る。

第2節 防災資機材の整備

市は、北海道の協力のもと、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において災害が発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

また、市は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資機材の確保等に努める。

[協定 6-(5)] 北見地方石油業協同組合との災害時の石油類燃料の供給等に関する協定

[協定 6-(6)] 北海道建設機械レンタル協会北見地区部会との災害時における物資の供給等に関する協定書

[協定 9-(1)] 北見地区トラック協会と緊急時における輸送業務に関する協定書

[資料 9-(4)] 網走市とヤマト運輸株式会社との包括的連携に関する協定書

第3節 備蓄品保管場所等の確保

市は、災害時用の食料、資機材等を備えるため、消防分団詰所、小中学校、コミュニティセンター・住民センター等の施設での保管場所等の確保及び整備を進める。

【資料 5-13】 非常用発電機

第4章 相互応援体制整備計画

自助		共助		公助	○
----	--	----	--	----	---

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずる。

また、市、北海道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努める。

第1節 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努めるとともに、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援体制の整備に努め、特に庁内全体及び各業務担当課における受援担当者の選定や応援職員の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるように努める。

併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類別に、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や市計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

第2節 相互応援体制の整備

1 市

- (1) 北海道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日ごろから北海道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整える。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

2 北海道（基本法第68条）

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、応急措置の実施を要請する。

市は、このための手順や書式をあらかじめ準備し、災害時に備える。

3 指定地方行政機関等への応援要請（派遣：基本法第29条、あっせん：基本法第30条及び地方自治法252条の17）

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する、又はその派遣について知事に対しあっせんを求める。

市は、このための手順や書式をあらかじめ準備し、災害時に備える。

4 消防機関への広域応援要請

(1) 消防相互応援

市長（本部長）又は消防長は、道内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「北海道広域消防相互応援協定」及び「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、迅速な応援要請をする。

(2) 緊急消防援助隊

道内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図る。

5 防災関係機関等

市、北海道及び防災関係機関等と連絡先の共有をあらかじめ図るとともに、災害対策本部との役割分担や連絡員の派遣等の連絡調整体制など、必要な準備を整える。

6 その他の相互応援協定

市が締結している相互応援協定等は、次のとおりである。

協定名	協定締結先
[協定 1-(1)] 道東六市防災協定	釧路市、帯広市、北見市、紋別市、根室市(北海道)
[協定 1-(2)] 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び道内全市町村
[協定 1-(3)] 日本水道協会道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会道東地区協議会、北見市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町、訓子府町、小清水町、興部町、湧別町、滝上町、雄武町、置戸町 他(北海道)
[協定 1-(4)] 災害時における友好都市相互応援に関する協定	天童市(山形県)
[協定 1-(5)] 災害時における友好都市相互応援に関する協定	厚木市(神奈川県)
[協定 1-(6)] 災害時における相互応援に関する協定	糸満市(沖縄県)

第3節 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等を協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討する。
- (2) 市、北海道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

[協定 10-(1)] 災害時におけるボランティア支援に関する協定書

(網走ライオンズクラブ)

[協定 10-(2)] 災害時及び防火活動に関する協力協定書

(社会福祉法人網走市社会福祉協議会、一般社団法人網走青年会議所)

第5章 自主防災組織の育成等に関する計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

風水害等による災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、住民による組織的な協力、防災活動は極めて重要である。

市は、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識を高め、住民、事業所等との連携による災害時の円滑な応急活動実施に向け、町内会等の組織を活かした自主防災組織づくりと、その育成を図る。

また、その際、女性の参画の促進に努め、性差による細かな視点から自主防災のあり方を検討できる体制とする。

第1節 地域住民による自主防災組織の育成

市は、網走市町内会連合会と連携し、単位町内会等の組織を活かした自主防災組織の育成を推進するとともにその支援を行う。

自主防災組織は、日常生活活動下における住民同士のつながり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民の避難行動やその後の避難生活等を考慮し、町内会をひとつの基礎的組織単位とする。

第2節 事業所等の自主防災組織の育成

多数の者が利用し、又は仕事に従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織が法令により義務づけられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。市は、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置と育成等を促進し、防災体制の整備、強化に努める。

第3節 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するため、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

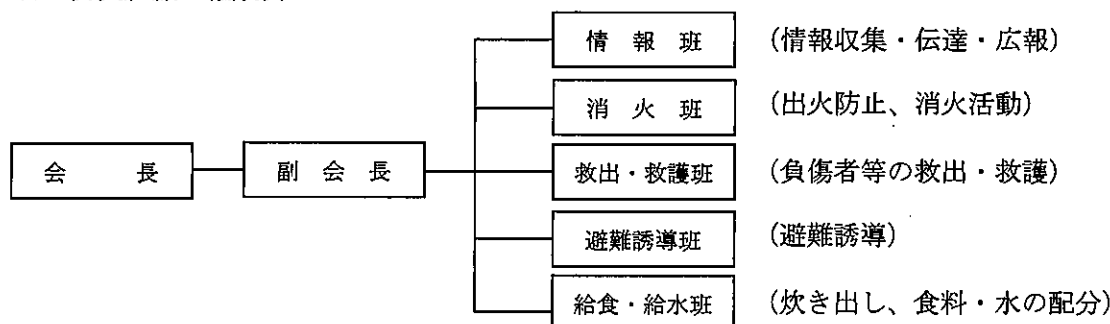
1 地域住民相互の緊密な連携

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう、町内会等を単位として編成する。

2 昼夜間の活動を考慮した編成

他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないような編成に努める。

■自主防災組織の編成例



第4節 自主防災組織の活動

1 各班の業務分担

(1) 自主防災組織の業務分担例

自主防災組織の各班の業務分担例は、次のとおりとする。

・ 自主防災組織の業務分担例

班 名	予防活動	応急活動
情 報 班	研修、パンフレット等による啓発 情報収集伝達の訓練	災害情報の収集と伝達 災害状況の把握と防災関係機関への 連絡
消 火 班	家庭での消火方法の周知 防火用水の確保 初期消火の訓練の実施	出火防止の広報 初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護に必要な用具の 調達、技術の習得 救出・救護訓練の実施	負傷者、障がい者、高齢者等の救 出・救護活動
避難誘導班	地元避難場所、避難路の巡回、点 検、現状把握 避難訓練の実施	避難路、避難場所の安全確保 避難誘導及び人員確保
給食・給水班	非常持出し品の情報 炊飯、給水用具等の管理 必要物資のあっせん	非常持出し品の呼びかけ 炊き出し等の給食・給水活動

(2) 役割分担への配慮

役割分担を決めるときには、地域の特性を考慮し、各班の活動量を検討の上、特定の班に過重とならないようにする。

また、情報、消火、救助等の技術習得者を活用し、地域防災における指導的役割を分担するなど組織の強化を図る。

2 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備えと災害時の的確な行動が大切である。そのため、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 要配慮者の把握

災害時における避難誘導・救出・救護活動を迅速的確に行うため、高齢者（とりわけひとり暮らしの高齢者）、障がい者等の実態把握に努める。

(3) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をできるように、日ごろから繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものがあげられる。なお、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮する。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出・救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

市の一定の地域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地域の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(4) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織は、期日を定めて一斉に防災点検を行うよう努める。

(5) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努める。また、これら資機材は災害時に速やかな応急措置の対応に向け日ごろから点検を行う。

3 災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を正確かつ迅速に把握して市等へ報告する。また、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を定める。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかける。

また、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、市等に通報した上で、二次災害に十分注意して救出活動に努める。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の治療を必要とする者がいるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市等から、緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難(以下「避難指示等」という。)が発令された場合には、地域住民に対してその周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に避難行動要支援者に足しては、町内会や自治会等の地域住民等の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるため、市等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(6) 指定避難所の運営並びに援護・協力

指定避難所の運営に関し、避難者自らが行動し、助け合いながら指定避難所の運営が求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営が求められる。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するために、日頃から避難所運営ゲームや防災訓練等を活用するなど、役割・手順の習熟に努める。

また、市が指定避難所を開設した場合は、市の要請に基づき、避難所での援護と運営管理について協力する。

第5節 地区防災計画

1 目的

地区防災計画は、地域・学校校区等のコミュニティレベルでの防災活動を推進し、市による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図るものである。

市の防災活動と地区居住者等による防災活動を効果的に連携させるために、本計画において、その考え方を定める。

2 地区防災計画に基づく防災活動の主体及び防災活動の対象範囲

地区防災計画に基づいて防災活動を行う主体やその対象範囲については、各地区の特性に応じて、従来の自主防災組織を構成する町内会単位での作成を前提とするとともに、必要に応じて市内の事業者、小中学校等多数の人が利用する施設管理組織などを想定する。

なお、地区防災計画に基づく防災活動が地区居住者等によって主体的かつ継続的に実施されることが重要であることから、以下の事項に留意して地区防災計画を策定する。

- (1) 地区居住者等が計画作成当初の段階からの参加
- (2) 地区居住者等の参加意識の醸成
- (3) 地区居住者等と十分な連携のもと、市計画と地区防災計画の整合
- (4) 地区居住者等の意見を広く取り入れ、主体的かつ継続的な地域防災力の向上に向けた取組

3 地区防災計画の見直し

地区防災計画の見直しは、当該地区防災計画に係る地区居住者等が主体的に継続的な見直しを行う。市防災会議においては、当該見直しの内容が実体を伴った実効性のあるものにな

っているか等の観点から、十分考慮の上、適切な対応を行う。

また、市は、市計画見直し等による検討を加える際に、地区の特性、地区防災計画の運用状況等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことについて、地区居住者等に働きかけを行う。

4 地区防災計画に基づく防災活動に対する支援

地区防災計画に基づく当該地区居住者等による防災活動が、地区居住者等の主体性を損なうことなく、実効性のあるものとなるよう適切な支援に努める。

5 地区防災計画に関する計画提案

(1) 計画提案の手続（基本法第42条の2第1項・第2項、基本法施行規則第1条関係）

ア 計画提案

地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市計画に地区防災計画を定めることを提案すること（以下「計画提案」という。）ができる。

計画提案の手続は、以下のような場合が考えられるが、当該自主防災組織等のメンバーは、計画に基づき、実際に防災活動を実施できる体制にあることが必要である。

(ア) 実際に防災活動を行う地区居住者等が共同して計画提案を行う場合

(イ) 自主防災組織の役員等が、共同して、当該地区の計画提案を行う場合

イ 計画提案を行うことができる者であることを証する書類の提出

共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案及び計画提案を行うことができる者であることを証する書類を添えて、市防災会議に提出しなければならない（基本法施行規則第1条）。

なお、「計画提案を行うことができる者であることを証する書類」とは、地区居住者等であることを証する書類であり、具体的には、居住者であれば住民票等、事業者であれば法人の登記事項証明書等とする。

(2) 計画提案がなされた場合の市防災会議の判断基準（基本法第42条の2第3項）

計画提案がなされた場合、市防災会議においては、当該計画提案を踏まえて、市計画に地区防災計画を定める必要があるか否かを判断する。

計画提案は、地区居住者等が提案主体となるが、計画策定の趣旨は、目的に掲げるところである。

市防災会議は、これらの趣旨を踏まえ、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定める。

ただし、原則として、極めて対象範囲が限定された防災計画や、防災活動の内容が地域防災計画の内容にそぐわない計画等については、市計画に定めるに必要がないものであると判断するが、市は地区居住者等による計画提案に係る地区防災計画素案作成等の支援に努める。

6 地域防災力の充実強化（「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号））

- (1) 市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第2項)
- (2) 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する具体的な事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第7条第3項)

第6章 避難体制整備計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1節 避難誘導体制の構築

1 市は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による浸水や河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するように努めるものとする。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

2 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅などの避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

3 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法等を含めた手順等を定めるよう努める。

4 市及び北海道は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

5 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。

第2節 指定緊急避難場所、指定避難所

1 指定緊急避難場所の確保

(1) 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所

と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準	異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震
管理の基準	<p>居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの</p> <p>※ 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</p>								
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと 又は 《例》津波はa1、a2、(a3)を満たす	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)</p>						<p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)</p>	
	立地(B)	<p>異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)</p>						<p>※4</p> <p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない</p>	
		<p>安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある</p>							

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、火山ガス、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

※4 一部※3に適合しない場合あり

(2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等関係者と調整を図る。

(3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。

(4) 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消す。

(5) 市は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

2 指定避難所の確保等

- (1) 市は、想定される災害の状況、人口の状況その他を勘案し、災害時における適切な避難所（居住者等^{※1}を避難のために必要な間滞在させ、又は被災住民^{※2}その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。）の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設その他の施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

※1 居住者等：避難のため立退きを行った居住者、滞在者その他の者

※2 被災住民：自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 市は主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - イ 災害時において要配慮者が相談し又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - ウ 災害時において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 市は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努める。
- ア 指定避難所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの地域住民を受け入れることができる施設を決定する。
 - イ 総合福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等の施設を活用し、指定避難所の一般避難スペースで生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。移送については、事前に運送事業者と締結している協定に基づき被災者等の運送を実施する。
 - ウ 学校を指定避難所として使用する場合には、学校が教育活動の場であることを考慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - エ 市は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。
 - オ 市は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるようにする。
- (5) 指定管理者の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市に届けなければならない。
- (6) 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消しする。
- (7) 市は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3 避難計画の策定等

(1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

市は、随時・適切に避難指示等を発令するために、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民への周知に努める。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努める。

(2) ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

市は住民等の円滑な避難をするため、土砂災害警戒区域、浸水想定区域など、災害発生時には人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ等を作成し、必要な措置を講ずるように努める。

ハザードマップ等の配布については、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

【資料 5-1】 網走市指定緊急避難場所一覧

【資料 5-2】 網走市指定避難所・その他避難所

【協定 7-(1)】 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定

協定 8 避難所・一時避難所協力に関する協定

【協定 13-(2)】 北海道が管理する治山施設の避難経路としての使用に関する協定

第3節 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努める。

1 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

(参考) 網走市避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

2 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

3 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）

4 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

- 5 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (1) 給水、給食等措置
 - (2) 毛布、寝具等の支給
 - (3) 衣料、生活必需品の支給
 - (4) 暖房及び発電機用燃料の確保
 - (5) 負傷者に対する応急救護
- 6 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難中の秩序保持
 - (2) 住民の避難状況の把握
 - (3) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - (4) 避難住民に対する各種相談業務
- 7 避難に関する広報
 - (1) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - (2) 緊急告知防災ラジオ、お知らせメール@あばしりによる周知
 - (3) テレビ、ラジオ等の報道機関への周知
 - (4) 避難誘導者による現地広報
 - (5) 住民組織を通じた広報〔物資・資機材〕

第4節 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の市は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定緊急避難場所及び指定避難所への収容状況などの把握に支障が生じることが想定される。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所における入所者登録などの重要性について、指定緊急避難場所及び指定避難所の担当職員や指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取扱いには十分留意する。

また、避難者台帳(名簿)を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷のうえ、各避難所に保管することが望ましい。

第5節 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するよう努める。

- 1 避難の場所
- 2 避難の経路
- 3 移送の方法

- 4 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- 5 保健、衛生及び給食等の実施方法
- 6 暖房及び発電機の燃料確保の方法

第6節 公共用地等の有効活用への配慮

市、北海道及び北海道財務局は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効利用に配慮する。

第7節 避難誘導體制の整備

市は職員に対して第7章「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」、第6部第4章「避難対策計画」に示す活動方法・内容等の習熟に努めるとともに、避難誘導體制の整備に当たって、次の事項を実施するよう努める。

1 避難者の誘導體制の整備

- (1) 避難誘導を必要とする場合は、担当課の統括のもと、消防団や自主防災組織等との連携を図り、組織的に避難誘導をできるよう整備する。特に要配慮者や危険箇所付近の住民の安全な避難を優先する。
- (2) 風水害の場合は、浸水、斜面崩壊等のおそれがあるため、気象情報や巡視によって周辺状況を把握し、洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップ等の情報を基に、浸水及び土砂災害を避けるなど道路の機能性や安全性に配慮した避難経路を設定する。特に、浸水や土砂災害の危険箇所のある地区においては、地区の避難所が利用できない場合も想定する。また、避難判断基準を基に早期に避難指示等を発令し、避難を開始する。
- (3) 避難実施に当たっては、原則として徒歩による避難とするが、目的の指定緊急避難場所及び指定避難所等までの距離が離れていたり、要配慮者の迅速かつ円滑な避難が必要であったりする場合は、地区の指定緊急避難場所及び指定避難所等を一時集合場所に設定し、状況に応じて誘導員の配置や車輛による集団避難等についても対策を講じる。

2 自主避難体制の整備

市は、住民が豪雨等による災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害などの前兆現象を発見したりして自ら「危険だ」と判断した場合等においては、隣近所で声をかけ合って自主的に避難をするよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じてその啓発に努める。

3 避難情報の伝達方法

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう次の点に留意し、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

- (1) 電話等を利用して伝達する。
- (2) 住民組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- (3) サイレン、消防信号をもって伝達する。
- (4) 広報車における呼びかけにより伝達する。
- (5) お知らせメール@あばしりなどのSNSを活用して住民に伝達する。

(6) FMあばしり(緊急告知防災ラジオ含む)を活用して住民に伝達する。

4 要配慮者に対する避難誘導體制

要配慮者に対する避難誘導體制の整備については、第7章「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に準ずる。

5 避難路の安全確保

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所等への避難経路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所等へ至る主な経路となることが予想される道路について、避難に当たっての危険箇所の把握、十分な幅員の確保、延焼防止、崖崩れ等のための施設整備に努める。
- (2) 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

第8節 避難所の運営計画

市は、被災者の安全確保と復旧に向けた支援対策の拠点となる指定緊急避難場所及び指定避難所について、備えるべき機能目標を設定し、その整備方針を定める。

1 運営方針

指定緊急避難場所及び指定避難所は、市又は施設管理者が開設を判断する。

指定緊急避難場所及び指定避難所は、夜間・休日に一定規模以上の地震が発生した場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所の近傍に住む市職員、施設管理者及び町内会、自主防災組織が参集して開錠する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の運営は、町内会、自主防災組織等を中心とした住民が主体となって、運営を行う。

このため、指定緊急避難場所及び指定避難所は、地域と施設管理者が協力して開設・運営体制を確保し、市は必要な支援や物資供給を行う。

なお、運営に当たっては、指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営組織に、女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した運営に努める。

2 運営に係る対応力及び地域防災力の向上

東日本大震災における避難所運営の教訓などから、地域コミュニティを活かした避難所運営に向け、行政が行う防災対策はもとより、住民一人ひとり、家族、企業、町内会などの身近な地域団体などが連携・協力して指定緊急避難場所及び指定避難所の自主運営及びそれに必要な体制を整備する。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所運営マニュアルの策定

市は、1及び2の考え方を基本とし、寒冷な気候や高齢化が進む市の実情等を考慮した上で、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営に関し、市職員、施設管理者、避難者及びボランティアなどが協力・連携して行うことを基本として、避難所開設・運営マニュアルを定める。

第7章 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

自助

○

共助

○

公助

○

災害発生時における要配慮者の安全の確保については、本計画の定めるところによる。

第1節 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況に置かれる場合がある。

市は、北海道及び社会福祉施設等と協力体制を構築し、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 避難行動要支援者の定義

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害時に場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

避難行動要支援者とは、災害時に、必要となる情報を的確に把握して、災害から自らを守るため、安全な場所へ避難する際に支援が必要なものとする。

また、被災後の避難所や在宅での避難生活において、次に掲げる状態にある者についても避難行動要支援者とする。

- ア 移動が困難な者
- イ 日常生活に介助が必要な者
- ウ 情報を受けたり伝えたりすることが困難な者
- エ 急な状況変化に対応できない者
- オ 薬や医療装置が常に必要な者
- カ 精神的に著しく不安定な状態になりやすい者
- キ 言語・文化・生活習慣への配慮が必要な者
- ク その他避難に当たって支援が必要な者

第2節 市の対策

市は、防災担当課や福祉担当課をはじめとする関係各部の連携のもと、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報等の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察機関、自主防災組織の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している障がい者団体、福祉事業者、民生委員・児童委員、町内会（自治会）、社会福祉協議会等の福祉関係者その他の支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）と連携し、避難行動要支援者に対する支援体制を整備する。

このため、平常時から避難行動要支援者に関する情報を共有し、避難支援計画の策定に努める。

1 地域防災計画の策定

市は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

2 要配慮者の把握

要配慮者について、要介護高齢者や障がい者など福祉担当部署をはじめとする関係機部門の連携のもと、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障がい者団体等の福祉関係者と協力して把握に努める。

要配慮者	避難行動要支援者名簿
ア. 高齢者 イ. 障がい者	ア 要介護3以上の認定を受けている者 イ 身体障害者手帳1・2級を所持する者 ウ 療育手帳A判定の交付を受けている者 エ 精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者 オ その他災害時に支援が必要とすると市長が認める者

*生活基盤が、自宅にある者のうち、上記に掲げる要件に該当する住民が対象（病院又は社会福祉施設等に長期間入院等をしているものは除く。）

3 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

市は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とするものについて、要介護状態区分、障がい支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定したうえで、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化に把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

記載事項	
	ア 掲載者の氏名
	イ 性別
	ウ 生年月日（年齢）
	エ 住所又は居所
	オ 連絡先（電話番号など）
	カ 避難支援を必要とする事由、また、その等級や状態
	キ 避難時に配慮しなければならない事項
	ク 情報伝達方法
	ケ 避難方法搬送形態
	コ 避難所等情報

4 避難支援等関係者への事前の名簿提供

市は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）と提供するものとする。

5 個別避難計画の策定

市は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係部署のほか、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組むものとする。

6 避難支援等関係者への事前の個別計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるために、避難支援等実施に必要な限度で、地域防災計画の定めところにより、避難支援等関係者に名簿を提供する。ただし、避難行動要支援者と避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

7 避難支援等関係者への事前の個別計画の提供

市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるために、避難支援等実施に必要な限度で、地域防災計画の定めところにより、避難支援等関係者に名簿を提供する。ただし、避難行動要支援者と避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

8 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

9 避難行動支援にかかる地域防災力の向上

市は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

第3節 福祉避難所の指定

市は、老人福祉施設、障がい者支援施設等の施設や一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定し開設する。

また、災害時において、要配慮者の避難施設として使用に関する協定を締結している市内の福祉施設についても、指定に向けて協議を進めていく。

[協定 7-(1)] 災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設を使用することに関する協定

[協定 8-(12)] 災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定

第4節 名簿の情報管理及び秘密保持義務

1 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際し、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結する。

2 秘密保持義務（基本法第49条の13）

名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

なお、名簿情報の提供を受けた者が法人である場合には、その役員を対象とする。

第5節 避難行動要支援者支援計画の策定

市は、関係各部の連携のもと、防災関係機関や福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努める

1 個別計画の策定

市は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について、個別計画を策定するよう努める。

第6節 要配慮者に対する避難誘導體制

1 避難誘導體制の整備

市は、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、配慮者情報の把握・共有、避難支援計画策定等の避難誘導體制の確立に努める。

その際、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の扱いには十分留意する。

2 高齢者等避難の活用

市は、要配慮者が安全に避難できるよう、警戒レベル3「高齢者等避難」を活用する。

特に土砂災害が発生するおそれのある地区に住む要配慮者等の避難について、避難が夜間になりそうな場合には日没前に避難が完了できるよう、早期の発令に努める。

3 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

市は、住民をはじめ、自主防災組織など、地域ぐるみの避難誘導等の方法について、あらかじめ定めておくようにする。

また、学校、保育所、医療機関、介護事業所等の施設管理者が適切かつ迅速に避難できるよう、避難方法等について必要な指導及び助言を行う。特に、保育所や介護事業所等では、消防団員や父母の協力が得られるよう、地域における連絡・連携体制の構築に努める。

4 要配慮者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

市は、避難所等や避難経路の設定に当たっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

なお、避難所においては、介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、介護等のための人員を確保するなど、避難所における避難生活に配慮する。

5 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

市長は、災害時に、人命や身体を保護した上で、災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき、避難のための立ち退きを指示することができる。

この場合に、市は要配慮者が避難のための立ち退きが行うことができるよう、次の点に留意する。

- (1) 正確な情報をわかりやすく伝えていくこととし、FAXやメールの一斉送信やポスティング等、文字情報を優先的に活用する。
- (2) 視覚障がい者は、文字情報での伝達が困難なことから、音声での取組として検討していく。
- (3) 様々な伝達方法を組み合わせた情報伝達手段を確保する。情報内容が混乱しないよう本計画に定める事項に従い、情報伝達体制の整備に努める。
- (4) 避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、自治会等の避難支援等関係者を経由した情報伝達手段（いわゆる「地域住民の声掛け」）を確保する。

6 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

第7節 社会福祉施設等の対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設等の施設管理者は、利用者や入所者が寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮

者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料・飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から、市、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との連携のもとに、入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するなどの緊急連絡体制を整える。

4 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的を実施する。

また、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的を実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的を実施するよう努める。

第8節 援助活動

市は、要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

1 要配慮者の確認・早期発見

市は、災害発生後、直ちに把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

2 避難所への移送

市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移送
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者を優先的入居に努める。

4 在宅者への支援

市は、要配慮者について在宅での生活が可能と判断された者には、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、北海道、隣接市町村等への応援を要請する。

第9節 外国人に対する対策

市及び北海道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度等の様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 避難場所等や道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練、防災教育の実施

第8章 情報収集・伝達体制整備計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画の定めるところによる。

第1節 市防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報、警報、注意報及び災害情報等の取扱要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備する。また、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ市防災会議会長（市長）に報告する。
- 2 情報に関し、必要とする資料その他を積極的に市防災会議構成員間で共有するとともに、市計画（資料）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供する。
また、これらの情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努める。

第2節 市、北海道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 2 災害時において停電発生を想定し、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。
特に、被災者等への情報伝達手段として、FMあばしり（緊急告知防災ラジオ含む）、お知らせメール@あばしり、SNS系、携帯電話等の活用をはじめ、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達にかかる体制の整備に努める。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供の整備を図る。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。

- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施する。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努める。
- 6 市は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努める。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努める。

第9章 建築物災害予防計画

自助	○	共助		公助	○
----	---	----	--	----	---

風水害、火災等建築物災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、建築物災害対策の総合的な推進を図るために必要な措置事項を定める。なお、地震災害に対する措置については、地震対策編に示す。

第1節 建築物防災の現状

建築物が密集している区域では、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きいため、都市計画法（昭和43年法律第100号）では集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。

第2節 建築物の予防対策

市が実施する建築物の予防対策は、次のとおりである。

建築物の密集度が高く火災危険度の高い地域において、準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とするなどの不燃化対策を講ずる。

1 木造建築物の防火対策の推進

市は、オホーツク総合振興局と協議を行い延焼のおそれがある木造住宅等の外壁等の不燃化を促進する。

2 既存建築物の耐震化の促進

市は、オホーツク総合振興局と協議し、現行の建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会を開催する。この講習会により、技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等を普及・啓発するほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

市は、オホーツク総合振興局と協議し、災害によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、既設ブロック塀等の補強を勧奨するとともに、新たに施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させる等、安全性の確保に努める。

4 窓ガラス等の落下物対策

市は、オホーツク総合振興局と協議し、災害による落下物からの危害を防止するため、市街地で緊急輸送道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要な改善指導を行う。

5 被災建築物の安全対策

(1) 応急危険度判定士の認定と登録

北海道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づく応急危険度判定士を認定し、これを登録する。

(2) 応急危険度判定実施体制の整備

市は、オホーツク総合振興局の協力のもと、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

第3節 崖地に近接する建築物の防災対策

市は、オホーツク総合振興局の協力のもと、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域での建築物の建築制限を行う。また、既存の危険住宅については、崖地等近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転に取り組む。

【崖地等近接危険住宅移転事業制度】

災害の未然防止を図るため、崖地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援する事業

対象要件

【対象区域】

- ・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
- ・ 事業計画に基づく移転であること

【採択要件】

事業計画に基づく移転であること

- ・ 既存不適格住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

【事業主体等】

事業主体は地方公共団体（原則として市）

第10章 消防計画

自助		共助		公助	○
----	--	----	--	----	---

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、風水害、火災、地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。そのための対策は、本計画の定めるところによるほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び災害対策基本法に基づき作成の「網走地区消防組合消防計画」による。

第1節 計画の修正

本計画は、消防組織の機構、施設等の変遷及び消防事象の変化に伴い、最も合理的に運用されるよう毎年検討を行う。なお、検討結果により、必要な修正を行う。

第2節 組織計画

本計画は、消防行政を的確かつ円滑に遂行するための事務機構及び出動隊編成について定める。

1 平常時の組織機構

平常時における消防行政に係る事務分掌を円滑かつ迅速に行うための機構は、網走地区消防組合消防本部規則（昭和52年規則第1号）、網走地区消防組合消防署組織規程（平成6年訓令第4号）及び網走地区消防組合消防団条例（昭和46年条例第16号）の定めにより、資料5-4のとおりとする。

2 非常災害時の組織機構

非常災害時における防ぎよ活動、情報収集、災害通報及び広報等の消防諸活動を迅速かつ的確に遂行するための出動隊の編成は、網走地区消防組合警防規程（平成6年訓令第13号）、網走地区消防組合消防部隊運用要綱（平成6年訓令第18号）及び網走地区消防組合消防団組織規則（昭和52年規則第2号）の定めにより、資料5-5のとおりとする。

3 非常災害時の定義

非常災害とは、原則として全消防職員及び消防団員を招集し、又は組合内他署所並びに近隣他消防機関に応援を求めなければならないような災害等で次に掲げる場合をいう。

- (1) 異常気象により災害時のとき。
- (2) 災害によって家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき、又は火災が発生したとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。
- (4) 異常気象等により本部長が必要と認めたとき。

[資料5-4]平常時の組織機構

[資料5-5]非常災害時の組織機構

第3節 消防力等の整備計画

本計画は、網走市の消防力等の現状を的確な把握と、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）及び消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）等に基づき、予想される災害等の規模、体制等あらかじめ災害事象に対応できる消防力等の増強及び更新等の整備計画について定めるものであり、長期計画に基づき実施する。

1 消防力等の現況

消防職員、消防団員、消防施設及び資機材の現況は、資料5-6・5-7のとおりである。

[資料5-6]消防職員の状況並びに消防団員数

[資料5-7]消防施設資機材の現況

2 消防力等の増強

消防力等の増強は、消防力の整備指針に基づき行うことを原則とするとともに、次の各号によるものとする。

(1) 人員の確保及び増強

消防職員及び消防団員は、消防活動上必要な人員の確保及び増強を図る。

(2) 消防施設

施設は、次のとおりとする。

ア 消防署所の配置は、市街地等の状況、建築物等の構造、都市計画の状況及び交通事情等の諸条件を考慮して整備

イ 消防車両は、市街地等の状況及び消防署所の状況により整備

ウ 消防水利は、市街地等の状況を考慮して消防水利の基準に基づき整備

エ 通信施設は、高度情報化等に対応するよう整備

(3) 資機材

資機材は、災害の複雑化及び多様化を考慮して整備を図る。

3 消防力等の更新

消防力等の更新は、原則として網走地区消防組合消防施設等整備計画に基づいて実施する。

4 施設及び資機材の整備点検

施設及び資機材の整備点検は、網走地区消防組合庁舎管理規則（昭和50年規則第1号）、網走地区消防組合消防車両管理規程（昭和55年訓令第2号）及び網走地区消防組合機械器具管理規程（平成6年訓令第15号）の定めにしたがって実施する。

第4節 警防調査計画

本計画は、災害等に対して消防活動を的確に行うための地理、水利及び災害危険区域等の調査計画とし、警防規程の定めるところにより実施する。

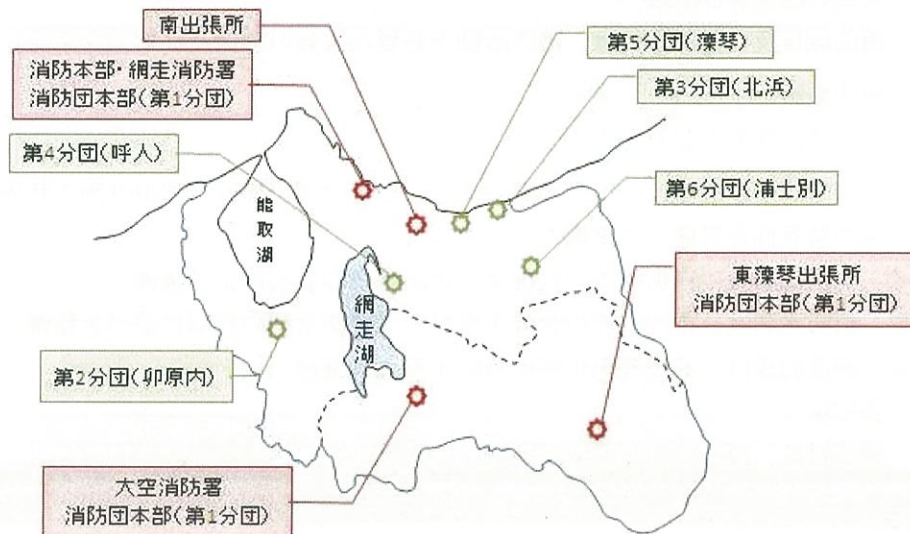
第5節 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災等単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備する。また、災害発生時においては、必要に応じ消防機関の応援協定や第6部 第7章「広域応援・受援計画」に基づき、他の消防機関、他市町村、北海道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第6節 消防職員及び消防団員の教育訓練

網走地区消防組合は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校等において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

■消防署・消防団配置図



第7節 消防団員等の確保対策

1 消防団への加入の促進（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第9条）

市は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、住民に対し、自らの地域は自ら守るという意識の啓発に努める。

2 公務員の消防団員との兼職に関する特例（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条）

国家公務員及び地方公務員の任命権者は、一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員が報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認める。

市は、消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点から、その任命権者等により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずる。

3 事業者の協力（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 11 条）

市は、事業者に対し、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するよう要請する。

4 大学等の協力（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 12 条）

市は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促す。

第8節 応援協力計画

本計画は、市町村相互及び関係機関等との応援協力について定める。

1 消防相互応援

消防機関相互の応援は、北海道広域消防相互応援協定（平成3年2月13日締結）に定める。

2 関係機関等との相互応援

- (1) 網走海上保安署との船舶消火に関する業務協定
- (2) 北海道網走建設管理部との女満別空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

3 自衛隊派遣要請

消火活動のための自衛隊派遣要請については、第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより実施する。

[協定 12-1] 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

[協定 12-2] 北海道広域消防相互応援協定

[協定 12 参考 4] 緊急消防援助隊運用要綱

第11章 水害予防計画

自助		共助	○	公助	○
----	--	----	---	----	---

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1節 予防対策

市は、次のとおり、水害予防対策を実施する。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、第14章「融雪災害予防計画」による。

1 基本方針

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進する。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備する。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすく水害リスクの開示に努めるものとする。

2 予防対策

(1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するために、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話など緊急速報メール機能、FMあばしりを活用した割込み放送、お知らせメール@網走によるメールなどを含めた伝達手段の多重化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

(2) 市は、洪水浸水想定区域の指定があったとき、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設（ア又はイに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。）

(3) 市は、上記(2)ウに掲げる事項を定めるとき、以下に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定める。

ア 不特定かつ多数の者が利用する施設 所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

- イ 要配慮者利用施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- ウ 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）
- (4) 市長は、上記(3)ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 事業所による水害予防体制
 - ア 大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。
 - イ 当該計画で定める当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施する。
 - ウ 当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努める。

第2節 要配慮者利用施設

高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

- | |
|---|
| ① 社会福祉法第2条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、児童養護施設 |
| ② その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所（有床施設のみ）、グループホーム |

本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料5-8に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促していくものとする。

第3節 重要水防区域

大雨警報等が発表された場合には、危険区域を警戒巡視するとともに、住民等に広報する。また、実際の降雨状況に応じて、災害危険区域の住民に対する避難の指示等を迅速に実施し、地域住民の安全の確保を図る。

さらに、市は平常時より地域住民に対し、避難場所や避難経路の周知を図るとともに、地滑り等の危険な前ぶれ等について広報紙等を通じ知識の普及に努める。

1 水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域は、水防区域 20 箇所、重要水防区域 13 箇所である。

2 高波・高潮・津波等危険区域

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域は、11 箇所である。（資料5-12）

3 重要水防区域の指定

市の区域内の河川等で水防上特に重要な警戒水防区域は、下表のとおりとする。

(1) 重要水防区域

[資料5-9] 重要水防区域

4 水防施設

(1) 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは観測機関又は観測担当者と連絡をとり、その状況を把握しておく。

(2) 水防資機材の備蓄と調達

水防作業の実施に伴う水防資機材の保有先は、資料編に示すとおりである。
なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達する。

(3) 水防用土砂の堆積

水防管理者は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。

5 河川管理施設等の維持又は修繕

市が管理する河川において、市は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持、修繕し、公共の安全が保持されるように努める。

6 河川協力団体制度の活用

市は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体に対し、河川協力団体許可の簡素化等を支援する制度を活用し、多岐にわたる河川管理の充実に努める。

(1) 河川協力団体の指定

市は、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

ア 市は、河川協力団体の指定をしたとき、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

イ 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届出なければならない。

ウ 市は、河川協力団体による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(2) 河川協力団体の業務

河川協力団体は、市が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。

イ 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、提供すること。

ウ 河川の管理に関する調査研究を行うこと。

エ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

オ アからエに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第4節 水防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策については、第6部 第35章「水防計画」による。

第12章 風害予防計画

自助	○	共助		公助	○
----	---	----	--	----	---

風による公共施設、農耕地、農作物への災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1節 予防対策

市は、国や北海道と連携し、次のとおり予防対策を実施する。

1 防災林造成事業等

市は、北海道及び北海道森林管理局が実施する海岸線及び内陸部における風害(霧害を含む。)を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業の推進に協力する。

2 農作物の風害予防

農作物の風害予防のため、市は北海道が実施する時期別・作物別の予防措置及び対策を指導、耕地保全、作物の成育保護のため、耕地防風林の合理的な造成指導に協力する。

3 応急対策上重要な施設の安全性

市は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性向上に配慮する。

4 施設管理者に対する安全対策の徹底

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じ、施設管理者に対し、看板やアンテナ等の固定等、強風による落下防止対策等の徹底を図る。

- (1) 戸、窓、壁等には、すじかい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱の取付け、ロープ張り、大きなすじかいの打ち付け等をする。
- (3) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。
- (4) 電灯引込線がたるんでいないか点検し、破損したものは直ちに電力会社に連絡する。

第2節 竜巻等の突風災害予防の啓発・普及

住民に対し、竜巻等突風のメカニズムやこれと遭遇した場合の身の守り方等についての啓発・普及を行う。

1 竜巻災害の特性

- (1) 竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する。積乱雲等に伴って発生する類似した現象として、ダウンバースト、ガストフロントがある。わかりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風等急激な気象の変化が発生する。

(2) 竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には「気象情報」により竜巻が発生しやすい気象状況かどうか、数時間前には雷注意報により積乱雲に伴う激しい現象により被害が予想されるかが、0～1時間前には「竜巻注意情報」によって、今、まさに竜巻の起こりやすい状況となっていることが発表される。

「竜巻発生確度ナウキャスト」は気象レーダーによる観測などから竜巻などの激しい突風の発生する可能性がある地域を解析し、1時間先までの移動を予測する情報である。

(3) 竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さく、まれにしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、気象情報と合わせて、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。

(4) 竜巻から身を守る方法について、住民一人ひとりが十分に理解した上で、その必要に応じて竜巻に関する気象情報を入手して発生に備えておく必要がある。

・ 突風の特徴

区分	竜 巻	ダウンバースト	ガストフロント
現れ方	<ul style="list-style-type: none"> ・回転を伴う突風 ・1箇所での突風の継続時間は短い ・雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲や、砂塵や飛散物などで地上の付近の渦が目撃される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・発散性の突風 ・1箇所での突風の継続時間は短い ・強雨やひょうを伴うことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ一定方向の突風 ・1箇所での突風の継続時間は比較的長い(数分から数10分) ・降水を伴うこともある
被害分布	<ul style="list-style-type: none"> ・線状又は帯状 	<ul style="list-style-type: none"> ・円や楕円形など広がりを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・形は明瞭ではなく広がりを持つ ・点在する場合もある
一地点での気温や気圧、風の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・気圧のV字状の急下降 ・渦の通過を示す風向の変化、風速の急変 	<ul style="list-style-type: none"> ・露点温度(水蒸気を含む空気を冷却したとき、凝結が始まる温度)がV字状の下降する場合がある ・気温や気圧は、上がる場合も下がる場合もある ・比較的継続時間が短い ほぼ一定の風向 	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の急下降 ・気圧の急上昇 ・風速の急増とその後の緩やかな減少、風向の急変
音や体感	<ul style="list-style-type: none"> ・「ゴー」というジェット機のような轟音が、突風の前後に聞こえる ・気圧の変化で耳に異常を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないが、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音は特にないが、風切り音などが突風とほぼ同時に聞こえる

2 住民が行う竜巻災害対策

(1) 自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻等の激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

ア 竜巻等に関する気象情報に留意する。

イ 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

ウ 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

エ 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

(2) 竜巻からの身の守り方（緊急対策）

ア 屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない

(イ) 窓から離れる

(ウ) カーテンを引く

(エ) 雨戸・シャッターをしめる

(オ) 地下室や建物の最下階に移動する

(カ) 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する

(キ) 部屋の隅・ドア・外壁から離れる

(ク) 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る

イ 屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない

(イ) 橋や陸橋の下に行かない

(ウ) 近くの頑丈な建物に避難する

(エ) 頑丈な建物がない場合は、近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る

(オ) 飛来物に注意する

(3) 竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

主な情報の入手方法は次のとおりである。

- ・ 気象庁ホームページ
- ・ テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）
- ・ 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供（（一財）日本気象協会等民間事業者（有料））

また、入手した情報は、周囲の空の様子とあわせて危険を回避する行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

(4) 自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

第13章 雪害予防計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等の災害（以下「雪害」という。）に対処するとともに、冬期の積雪期における路線確保、除雪機械の配置等、迅速かつ的確な除雪作業の実施に向け本計画を定める。

第1節 市の体制

市は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に従い、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項について十分留意する。

- 1 雪害対策の体制及び窓口の明確化
- 2 雪害情報連絡体制の確立
- 3 災害警戒区域等警戒体制の確立
- 4 積雪期における消防体制の確立
- 5 雪害時における適切な指示発令体制
- 6 雪害発生時における避難、救出、給水、食料供給及び防疫等の応急措置体制
- 7 孤立予想地域対策

孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずる。

- (1) 食料の供給対策
- (2) 医療・助産対策
- (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検
- 9 雪捨場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害・融雪災害等の連絡に関する配慮

第2節 予防対策

除雪路線は特に交通確保を必要と認める主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

1 除雪路線実施区分

- (1) 一般国道は、網走開発建設部が実施
- (2) 道道は、オホーツク総合振興局網走建設管理部が実施
- (3) 市道は、網走市が実施

市は、特に交通確保を必要とする主要道路について優先して実施するものとし、雪害時に対処するため、あらかじめ即応体制を整える。

2 市道除雪要領

市道の除雪は、次の要領で実施する。

- (1) 除雪路線の交通量、消防対策等の検討及び対策の決定
- (2) 常時1車線は確保した除雪の実施
- (3) 大量の除雪が必要な場合における民間車輛の借り上げ等による走行路線の確保
- (4) 常に気象予報への注意と状況に応じた配車による万全な体制確保

3 出動基準

降雪量が10cm以上になった場合又は吹きだまり、路面融雪等通行に支障が生じた場合

第3節 除雪機械の配置

市等の所有する除雪機械は資料5-10のとおりとする。

[資料5-10] 除雪機械の配置

第4節 除雪責任者及び作業基準

特に交通確保が必要な主要路線の除雪は、それぞれの道路管理者が実施し、道路除雪に係る各機関の除雪作業の基準は、資料5-11のとおりとする。

[資料5-11] 除雪作業の基準

第5節 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、次の事項に留意する。

1 交通に支障のない場所の選定

雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車輛の待避所を設ける等交通の妨げにならないよう配慮する。

2 溢水災害の防止

河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上決定することとし、投下の際して溢水災害の防止に努めなければならない。

3 港湾区域に雪捨場を設定する場合

港湾区域に雪捨場を設定する場合は、関係機関と十分協議の上決定することとし、安全を確保して実施する。

第6節 なだれ等予防対策

1 なだれ予防柵設置

道路管理者は、なだれ発生が想定される箇所について、必要に応じて事前になだれ予防柵設置等の整備に努める。

2 交通規制等の措置

気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、随時パトロールを実施するとともに関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずる。

3 列車の安全運転確保

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努める。また、状況に応じ線路警備、運転規制を実施し、列車の安全運転を確保する。

4 パトロールの強化

崖地等の所有者又は管理者は、崖崩れ及び地滑りの発生予想箇所のパトロールを強化する。

第7節 通信施設の雪害防止対策

電話施設の雪害防止及び電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、株式会社NTT東日本-北海道 北海道東支店北見営業支店は、施設の整備、応急対策の強化等を図る。

第8節 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク株式会社北見支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策等、必要な対策を講ずる。

第9節 警戒体制

各関係機関は、気象官署の発表する予警報及び情報並びに現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入る。

1 大雪の場合

住民生活に重大な支障を及ぼすおそれがある大雪の場合は警戒体制を敷き対策を講ずる

2 災害警戒本部の設置

市長は、災害警戒本部設置基準により次の状況を勘案し、必要と認めたときは、本部を設置する。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から緊急、応急措置を要するとき。

3 孤立車からの救出

雪害による孤立車は、努めて機械力で救出するが、これが不可能な場合は、車内の被災者を救出して避難収容する。

第14章 融雪災害予防計画

自助	○	共助	○	公助	○
----	---	----	---	----	---

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、北海道融雪災害対策実施要綱に準じ、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施する。

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、水防計画に定めるほか本計画に定める。

第1節 融雪出水対策

河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びじんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努める。また、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分実施する。

堰、水門等河川工作物の管理者は、河川の上流部に集積している木材の搬出等については、関係者に指導を行い、流下能力の確保を図る。

第2節 市の体制

市は、融雪災害対策を積極的に実施するため、必要な措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意する。

- 1 融雪災害対策体制及び窓口の明確化
- 2 気象情報及び融雪状況の把握及び連絡体制の確立
- 3 融雪出水、なだれ、崖崩れ、地滑り発生予想箇所の警戒体制の確立
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物を除去し、流下能力の確保
- 5 融雪災害時における適切な避難指示発令体制
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制、出動体制並びに避難救助体制の確立
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検
- 8 道路側溝及び排水溝等の流下能力確保のため、住民協力による河道清掃デー等の設定
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力を目的とした水防思想の普及徹底

第3節 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図る。

第4節 広報活動

防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、水防思想の普及徹底に努める。

第5節 応急対策

防災関係機関は、融雪、出水等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を総務班に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずる。

第6節 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、総務班にその状況を通報する。

第7節 気象情報の把握

融雪期においては、関係機関の水防警戒により地域内の降雪の状況を的確に把握する。

また、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努める。

第8節 水防区域内等の警戒

水防区域内及びなだれ、地滑り又は山崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずる。

1 巡視警戒

市及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行う。

2 水防作業及び避難救出方法等の事前検討

市は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討する。

3 流下能力の確保

市は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水路などが著しく狭められ、被害発生が予想される場合、又は流氷により河道が閉塞され被害が予想される場合、これらをあらかじめ防止するため、融雪出水前に河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図る。

4 樋門、側溝等の操作点検

市は、融雪出水前に公共下水道の整備及び清掃等を行い、流下能力の確保を図るとともに、樋門、側溝等の操作点検を実施する。

5 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪、結氷、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の交通確保を図る。

第9節 水防資機材の整備、点検

河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備、点検を行う。また、関係機関及び資機材所有者等とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図る。

第15章 高波、高潮災害予防計画

自助

共助

公助

○

高波、高潮災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、北海道との連携を図り、高波、高潮災害対策を講ずる。

第1節 基本方針

海岸で高波、高潮による被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討するとともに、海岸・護岸施設等の整備を計画的に行う。

また、住民が災害時に的確な行動をとれるよう、危険の程度を実感できる情報の提供及び気象予警報の伝達等、避難警戒体制の充実に努める。

第2節 予防対策

市は、次のとおり予防対策を実施する。

1 水防体制の確立

高潮警報等を迅速に住民に伝達するための体制を整備するとともに、高波、高潮等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。

2 警戒避難体制

住民に対し高波、高潮等危険区域の周知に努める。また、警戒避難体制については第6部第4章「避難対策計画」の定めに従うほか、以下により警戒避難体制を敷く。

(1) 警戒活動の実施

市は、気象台が発表した高波、高潮に関する気象情報を受け、必要な情報を住民に提供し、警戒活動を実施する。

(2) 警戒区域の設定

災害時において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、市長が特に必要があると認める場合は、基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

(3) 立ち退きの指示

高波、高潮等により非常に危険が切迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため必要があると認める場合、市長又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを指示する。

[資料 5-12] 高波・高潮・津波等危険区域

第16章 土砂災害の予防計画

 自助

 共助

 公助

土砂災害（地滑り・急傾斜地崩壊・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、市は土砂災害に関する予防策について、本計画を定める。

第1節 基本方針

本市は地形上、土砂災害や落石等による災害に対する警戒が必要であり、あらかじめ想定される災害に対する対策を講じ、減災に努める。

第2節 現況

本市における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細は、資料5-3に示すとおり。

[資料5-3]土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

第3節 予防対策

1 予防措置

市は降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

また、予防対策として、以下の事項を定める。

- (1) 土砂災害警戒情報と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、住民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- (2) 警戒区域等の指定があったときは、市計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。
 - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - エ 救助に関する事項
 - オ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (3) 市は、前項エに掲げる事項を定め、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項を定める。

- (4) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk>）並びに北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報において危険度が高まっている土砂災害警戒区域等に発令することを基本とする。

2 警戒避難体制

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設（避難場所、避難所）及び避難路（避難経路を含む。）に関する事項
- (3) 基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、防災上の配慮を要する者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他）があり、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合、当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3 要配慮者利用施設

土砂災害危険箇所のうち、「土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害警戒区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者が土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

- | |
|--|
| ① 社会福祉法第 2 条に規定される「社会福祉事業」を営む事業所の内、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、児童養護施設 |
| ② その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設として、特別支援学校、幼稚園、病院・診療所（有床施設のみ）、グループホーム |

本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については資料 5-8 に定め、それらの施設については避難確保計画等の作成を促していくものとする。

4 予報及び警報の伝達

1 (4) に掲げる事項を定めるとき、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予警報の伝達に関する事項を定める。

5 住民への周知

土砂災害に関する情報の伝達系統、避難場所に関する事項、その他土砂災害警戒区域にお

ける円滑な警戒避難を確保する上で、必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップの配布、その他の必要な措置を講ずる。

第4節 形態別予防計画

1 地滑り等予防計画

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

北海道開発局、北海道森林管理局は、直轄で工事している地滑り防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるとしており、市は同管轄施設については、北海道開発局、北海道森林管理局に予防計画を委ねる。

(2) 北海道

北海道は、地滑り防止工事基本計画に基づいて、地滑り工事を施行するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるとしている。

また、北海道は、地滑り防止区域内にこれを表示する標識を設置するとともに、地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地滑りの防止を阻害し、又は地滑りを助長する行為を制限するとしている。

市は、こうした道の方針に従い北海道にかかわる事項に対し、その予防対策を委ねる。

(3) 市

市は、住民に対し、地滑り防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また市は、危険区域の住民においても、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）を行うよう周知・啓発する。

2 急傾斜地崩壊（崖崩れ）予防計画

(1) 北海道

北海道は、以下の予防措置を講ずるとしており、市はその予防対策を北海道に委ねる。

ア 危険区域内の住宅移転及び建築の制限等の指導

急傾斜地崩壊防止工事を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。また、危険区域内の住宅移転及び建築の制限等の指導を行う。

イ 崩壊防止工事

崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難又は不適當なものを施工する。

ウ 防災工事の実施等改善措置に関する命令

急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するとともに、区域内において水を放流し、又は停滞させる行為等崩壊を助長、誘発するおそれのある行為を制限する、また、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令する。

(2) 市

急傾斜地崩壊危険区域の指定があったとき、市は、当該地域ごとに、情報の収集及び伝達、災害に関する予警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該区域の崖崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

市は、危険区域の住民においても、常に危険に対する認識を持って、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）を行うよう周知・啓発する。

3 土石流予防計画

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

北海道開発局、北海道森林管理局は以下の予防措置を講ずるとしており、市はその予防対策を北海道開発局及び北海道森林管理局に委ねる。

ア 定期的な施設点検

危険区域に係る直轄砂防・治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 警戒避難体制等について指導及び請負業者間の連絡調整

砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。また、同一溪流内で同時期に複数の事業が実施される場合は、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(2) 北海道

北海道は、以下の予防措置を講ずるとしており、市はその予防対策を北海道に委ねる。

ア 治山工事及び砂防工事の推進

治山工事及び砂防工事を推進し、土石流の発生を助長するような行為を制限する。

また、治山・砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずる。

イ 土石流に対する警戒避難体制等の指導と請負業者間の連絡調整

砂防・治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導する。また、同一溪流内で同時期に複数の事業が実施される場合は、請負業者間において連絡調整するよう指導する。

(3) 市

市は、住民に対し、土石流危険溪流の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定める。また、危険区域の住民においても、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）を行うよう周知・啓発する。

4 山地災害の予防計画

本市は、南部に丘陵地が広がり、山地災害の危険性は少ないものの、地域の被害を防止するため、植林による林相の改善並びに砂防工事の推進に努める。

森林は、降雨等による土砂の流出を防止する等大きな役割を果たすため、荒廃林地の復旧、防災林の設置及び火災予防施設の設置等の対策を検討する。

第5節 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

気象情報等の伝達は、第6部 第1章「災害情報収集・伝達計画」の定めにより、迅速かつ的確に行う。

なお、危険区域の情報内容は、雨量、地表水、湧水、表層、亀裂、樹木の倒伏等、住家等の損壊、住民及び滞在者の数とする。

[資料 4-17] 災害情報伝達系統図

[資料 4-18] 被世帯調査票

第6節 予報又は警報の発令及び伝達

気象庁・気象台からの予報又は警報が発令された場合には、報道機関を通じた周知を図るほか、状況により必要と判断される場合には、市からは広報車・インターネット等により住民へ伝達する。

また、土砂災害危険箇所等で前兆現象（湧水、亀裂等）を発見した者は、市への通報に努めるよう周知協力を促すとともに、災害の発生が予測される場合には、関係機関と協力し、警戒・巡視活動を行う。

■前兆現象の巡視一点検ポイント

	崖崩れ危険箇所	土石流危険溪流	地滑り危険箇所
平常時	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況（亀裂・はらみ出し・浮石の有無） ・湧水箇所とその量 ・擁壁の変状 ・立木の変状 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流上流の崩壊の有無や溪流堆積物の状況 ・砂防えん堤の堆砂状況 ・溪流の水位 	<ul style="list-style-type: none"> ・斜面の状況（亀裂・はらみ出し） ・擁壁、路面、家屋等の変状 ・立木の変状 ・地下水位、湧水の濁り・量・変位量（伸縮計等）の確認、クワックの拡大
大雨時	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水の量の増加、急激な濁り ・新たな湧水箇所 ・落石、斜面の変状 ・表面流の発生、増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流の水位、濁り具合 ・石の流れる音 ・樹木の流れる量 	<ul style="list-style-type: none"> ・井戸水の水位の低下 ・亀裂の広がり ・湧水の量の増加及び急激な濁り
大雨後	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合にはその箇所の変状 ・災害が発生していなくても、平常時との変化（砂防えん堤の堆砂状況、斜面の変状等）の確認 		

出典：土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について
 平成 18 年 3 月土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報検討会資料～
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/dosya_zencho.html

第7節 避難、救助

避難、救助については、第6部 第9章「救助・救出計画」に準ずる。

第8節 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項については、下表の基準に従い当該警戒区域の警戒体制を確保する。

区 分	基 準 雨 量	警 戒 体 制 の 内 容
第1警戒体制	大雨注意報 1時間雨量が30mm以上、又は土壌雨量指数が74以上の状態で、雨による災害が予想される場合	危険区域の警戒巡視、住民に対する気象状況の広報を実施する。

区 分	基 準 雨 量		警 戒 体 制 の 内 容
第2警戒体制	大雨警報	平坦地の1時間雨量が50mm以上、平坦地以外の1時間雨量が60mm以上、又は土壌雨量指数が133以上の状態で、大雨によって、重大な災害が予想される場合	危険区域の住民に避難の指示等を行う。

※「土壌雨量指数」とは、降った雨が土壌中にどれだけ貯まっているかを見積もり、土砂災害の危険性を示したもので、1km格子ごとに基準が設定されており、そのうち最小値を基準表に記載したもの

第9節 避難指示等の適時的確な発令

1 避難指示等の発令基準を設定

市は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」に基づき、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

2 土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用した発令範囲の設定

避難指示等の発令の際は、土砂災害警戒区域等のうち土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度の高まっている区域など、適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

第10節 高齢者等避難情報の活用

高齢者等避難情報の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第11節 適時適切な避難行動等

避難指示等が発令された際に、住民等が適時適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民等への周知徹底に努める。

1 災害に適した避難先の選択

指定緊急避難場所は、土砂、洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定がなされており、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択する。

2 屋内待機

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。

第17章 積雪・寒冷対策計画

自助

共助

○

公助

○

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、市、北海道及び除雪等の関係機関は、積雪・寒冷対策を推進し、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1節 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立されるため、市及び防災関係機関等は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効性ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2節 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関等による緊急輸送等を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保が重要であることから、道路管理者は、除雪体制を強化し、生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 除雪計画の策定

道路管理者は、国道、道道及び市道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪水準の向上

道路管理者は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬期交通の確保を図るための道路の整備等

道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備や施設整備を推進する。

イ 防雪施設の整備

道路管理者は、なだれ等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、なだれ防止柵等防雪施設の整備を促進する。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、車輛輸送が困難な場合に備え、あらかじめヘリコプター発着場所の除雪体制を強化する。

第3節 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

市は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の遵守の指導等に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における避難場所、避難路の確保

市及び防災関係機関等は、融雪施設の整備を進めるとともに、避難場所、避難路の確保に努める。

第4節 寒冷対策の推進

1 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（毛布、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、要配慮者等を中心とした避難者の受入れのため、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬季における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

2 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することも予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期的対策を検討する。

3 指定避難所の運営

市は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等の視点に配慮する。

4 住宅対策

市及び北海道は、応急仮設住宅の迅速な提供を努めるとともに、その仕様について、積雪対策に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第18章 複合災害に関する計画

自助

共助

○

公助

○

市、北海道及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第1節 予防対策

1 防災関係機関相互の連携強化

市、北海道及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、相互の連携強化に努める。

2 計画・マニュアル等の充実

市、北海道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努める。(第2章「防災訓練計画」の再掲)

3 災害応急措置等に関する知識の普及・啓発

市、北海道及び防災関係機関は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

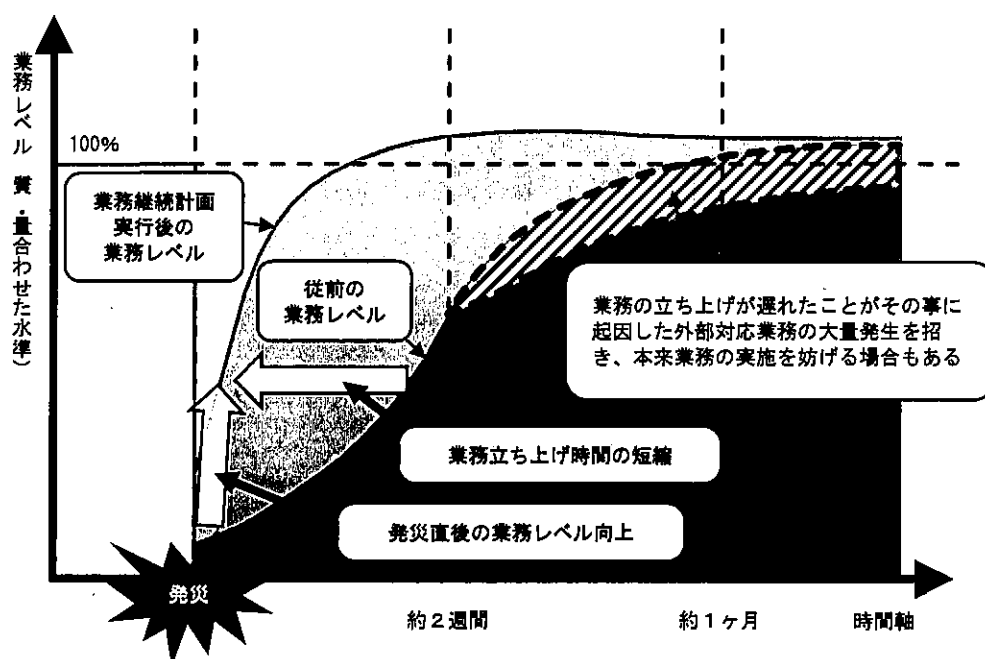
第19章 業務継続計画の策定

自助		共助	○	公助	○
----	--	----	---	----	---

市は、災害時の応急対策等や優先度の高い通常業務継続のため、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するように努めるものとする。

第1節 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に北海道、市及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源の制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替え施設等の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2節 業務継続計画（BCP）の策定

1 市

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめなければならない。

このため、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3節 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

市は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図る。

第4節 庁舎における駐車場の確保

災害時は、現地巡回、施設点検等を実施するためのため公用車の移動、官公庁からの災害時連絡員（リエゾン）用車両、災害時応援受入車両、救援物資等の持ち込み等として本庁舎駐車場全域を使用する。

[資料 5-14] 災害時の必要車輛